

資料 1

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～とともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画への成果目標追加について

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
令和8年8月19日

目次

- 1 当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画の見直しについて
- 2 心のサポーター数の目標値の修正について
- 3 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数について
- （参考）当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画について

1 当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画の見直しについて

- 都道府県・市町村は各種の計画を策定し、計画に基づき施策を実施している。
- 計画の一つとして、当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画（障害福祉計画）があり、次年度が計画改定年（中間見直し）となっている。
- 障害福祉計画に新たに**心のサポーター養成数**が指標として位置づけられる。

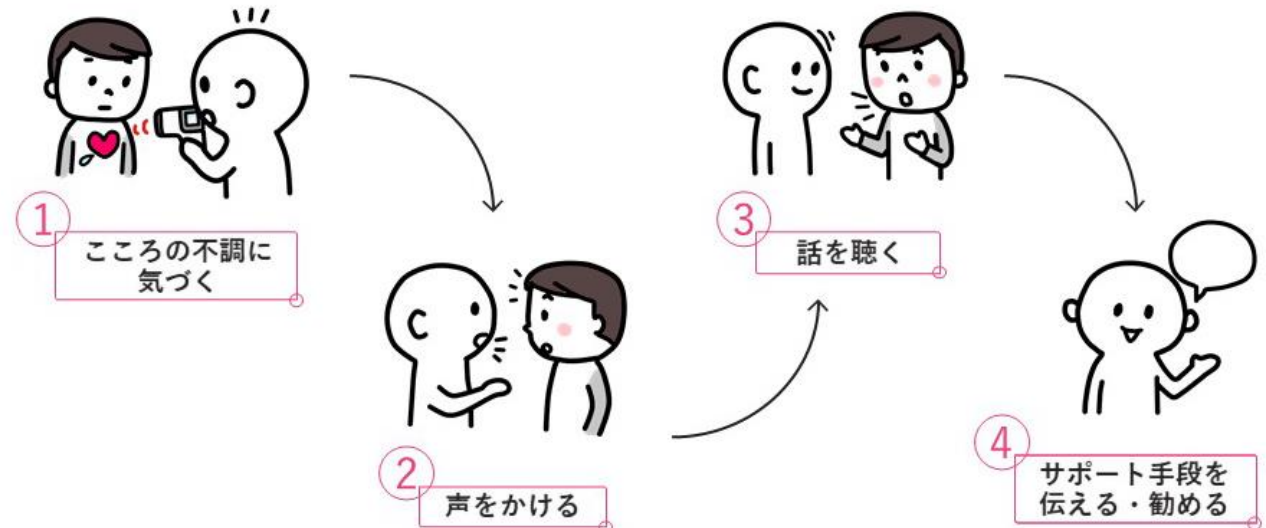
※心のサポーターとは

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築を進めるためには、地域住民の理解や支えが重要である。

研修を通じてメンタルヘルス精神疾患に関する正しい知識と理解を身につけ、差別や偏見を持つことなく共生できる地域づくりのための普及啓発として実施している。

心のサポーター 4つのステップ

メンタルヘルス・ファーストエイドに基づく



1 当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画の見直しについて

基本計画は、関連する他の計画と整合性を持たせる必要がある

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）との関係に留意すること。

心のサポーター養成数の成果目標についても、保健医療計画や
かながわ自殺対策計画等の、他の計画に記載されているものと、
整合性を持たせる必要がある。

2 心のサポーター数の目標値の修正について

(1) 各種計画での目標値

国目標

令和15年度末までに100万人の心のサポーターを養成

神奈川県目標

100万人を神奈川県の人口で按分した74,000人を養成することを目標とし、令和5年度から令和9年度までに33,000人を養成する。



目標達成には、毎年6,600人の心のサポーター養成が必要

2 心のサポーター数の目標値の修正について

(2) 養成実績

(人)

年度	県事業実績	市町村実績	その他	合計
令和3年度	675	0	0	675
令和4年度	526	35	8	569
令和5年度	779	77	1	857
令和6年度	1,004	760	0	1,764
令和7年度	1,103	776	28	1,907
合計	4,087	1,648	37	5,772

令和3年度から心のサポーター養成に取り組んでおり、都道府県別での心のサポーター養成状況では、全国トップであるものの、5年間合計の養成数でも年間目標養成数である6,600人には到達しない。

2 心のサポーター数の目標値の修正について

(3) 養成目標の見直し

令和3年度以降、心のサポーターの養成数を伸ばしているが、現行の数値目標では、達成困難であることから、心のサポーター養成研修が各自治体で本格実施となった令和6年度～令和8年度（見込み）の養成数及び実施回数の平均値を目標値としたい。

	県事業実績	市町村実績	その他	合計
令和6年度	1,004人（17回）	760人（14回）	0人（0回）	1,764人（31回）
令和7年度	1,103人（15回）	776人（13回）	28人（1回）	1,907人（29回）
令和8年度（見込み）	2,300人（24回）	776人（14回）	0人（0回）	3,076人（38回）
平均	1,469人（18回）	770人（14回）	0人（0回）	2,239人（32回）

毎年度の研修実施回数32回

心のサポーター養成数2,200人を目指す。

3 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数について

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神保健福祉相談員講習会等の実施回数が新規項目として、活動指標に追加された。

現在精神保健福祉センターにて人材育成向け研修において精神保健福祉業務に携わる職員向け（保健所含む）の基礎研修や中堅・管理職員向け研修等、年間 **7日間**行っており、国が求める本講習会（5日間22時間）と同様の項目も一部含まれるため、今後9次の計画に向けて改めて研修対象者や内容について調整を進めていく必要があると考える。

**障害福祉計画、保健医療計画、かながわ自殺対策
計画における指標となる心のサポーター養成数の
目標値について、ご意見をお願いします。**

- 県は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例
～ともに生きる社会を目指して～」を、令和5年4月に施行した。
- 当条例では、当事者目線の障害福祉の推進を図ることで、障害者が差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者だけではなく誰もが喜びを実感できる「地域共生社会」の実現を目的としている。

- 本計画は、条例第8条において定めた、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定することとしている基本的な計画
- 3つの既存の計画（障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画）と障害者による文化芸術活動の推進に関する計画、視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する基本的な計画、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の性格も包含
⇒ 県の障害福祉に関する計画を一本化したもの

(1) 県の障害福祉に関する施策を網羅した唯一の計画となる

- これまで県の障害福祉に係る計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」の2つが策定されており、内容も一部で重複していることから、県民から「わかりにくい」との声が多くあった。これらの計画を一本化し、県が策定する障害福祉に関する唯一の計画とした。

(2) あらゆる障害に関しての施策を推進するための計画となる

- いわゆる3障害（知的障害、身体障害、精神障害）に対象を定めた計画としてではなく、例えば、発達障害や医療的ケアが必要な重度障害等の児童に係る障害、強度行動障害、高次脳機能障害、重複障害や一部難病など、あらゆる障害を対象として、取組みを推進する計画とした。

(3) 地域共生社会の実現に向けて、みんなで考え、悩み、育てる計画となる

- いわゆる「福祉分野」だけでなく、「あらゆる分野」が障害を意識し、自分事として考えながら、一体となって、当事者目線による施策を検討していく体制をつくり、計画を策定した。
- これまで以上に障害当事者や障害者を支える家族、支援者等の声をこれからの施策に反映するため、障害当事者の参加（参画）を推進し、障害当事者の声が届く体制をつくり、計画を策定した。

障害者総合支援法において、都道府県は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して障害福祉計画を策定することとされている。

<第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画>

- ・ 令和8年3月31日付で改定された基本指針に基づいて策定
- ・ 計画期間：令和9年度から令和11年度まで



本計画も上記計画に関する箇所は見直しが必要

「基本指針」で示された精神障害の基本方針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（「基本指針」令和8年3月31日告示）において、精神障害について、主に次のような事項が基本的な方針及び成果目標として示された。

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備やそれに対する都道府県における体制整備を進める。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果指標

成果指標	令和11年度末の目標
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	319.3日以上
精神病床における1年以上入院患者数	
精神病床への30日以上再入院率	退院後90日時点10.3%以下
	退院後180日時点17.4%以下
	退院後365日時点25.7%以下
心のサポーター数【新規】	令和15年度末までに100万人以上
K6による住民のこころの状態を把握【新規】	

心のサポーター数が新規項目として、成果目標に追加された。

同項目は、保健医療計画、かながわ自殺対策計画等の計画において、成果目標として位置付けられている。